

### 10月1日からスタート 年金生活者支援給付金の請求手続き



所得が低い年金受給者のうち、経済的な援助が必要な人の生活を支援するため、年金に上乗せする形で「年金生活者支援給付金」が給付されます。

給付金を受けるためには請求手続きが必要です。対象者には、日本年金機構から見込み額を記載した給付金請求書(はがき形式)が送付されますので、届いた人は請求手続きを行ってください。

▼対象者 前年の所得額が老齢基礎年金の満額以下の人など  
※詳しくは、自分の基礎年金番号が分かるものを用意し、「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。

- ねんきんダイヤル  
☎0570-05-1165
- ※050から始まる電話でお掛けの人は、☎03-6700-1165
- 【受付時間】
  - ・月曜日 8時30分～19時
  - ・火～金曜日 8時30分～17時15分
  - ・第2土曜日 9時30分～16時
- ▼請求方法 日本年金機構から届いた給付金請求書に必要事項を記入し、返送してください。
- ※原則、添付書類は不要です。
- ▼請求開始日 10月1日(火)
- ☎松山西年金事務所国民年金課  
☎925-5175
- ☎市民課住民係  
☎985-4106

### 屋外広告物の表示には許可が必要です

町の許可なく、屋外広告物を表示・設置することはできません。しかし、現在無許可で表示・設置している屋外広告物が町内で多く見受けられます。無許可で表示・設置をすると、30万円以下の罰金に処される場合があります。きちんと申請をしましょう。

- ▼屋外広告物とは
  - ・看板、立看板、はり紙やはり札
  - ・広告塔、広告板や建物などに表示されたものなど
- ▼申請方法 左記窓口へお越しください。
- ☎まちづくり課計画建築係  
☎985-4124

### 安心して利用してください 「ジェネリック医薬品」を知っていますか

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、効能や効果を持つ医薬品です。

町は、皆さんの薬代の負担や国保から支払われる費用を抑えるため、低価格のジェネリック医薬品の利用促進を行っています。

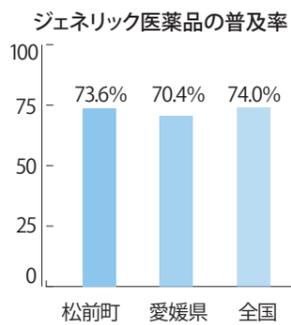
Q 先発医薬品とジェネリック医薬品は同じもの？  
A 有効成分や効能は同じですが、薬の形状、色、味や添加物などが違います。中には飲みやすく変えているものもあります。

Q どのくらい安くなるの？  
A 先発医薬品と比べて5割程度、中にはそれ以上安くなるものもあります。

Q 安いけれど、効き目や安全性は大丈夫？  
A ジェネリック医薬品の効き目や安全性は十分に確認され、厚生労働省の承認を得て製造・販売されています。

Q どうしたら処方してもらえるの？  
A 医師に相談し、処方箋が出たら調剤薬局でジェネリック医薬品を希望していることを伝えてください。医師に伝える場合、ジェネリック医薬品希望シールを保険証やお薬手帳に貼る方法もあります。シールがほしい人は保険課窓口までお越しください。

Q 普及率はどれくらいなの？  
A 現在の普及率は、前年度から5.5ポイント増えて73.6%となり、全国平均をわずかに下回っています。なお厚生労働省は2020年9月までの目標普及率を80%としています。



Q ジェネリック医薬品を使用したくない  
A ジェネリック医薬品の使用は強制ではありません。医師の意見や本人希望で使用したくない場合は無理に変更する必要はありません。

Q 手元にある薬がジェネリック医薬品かどうか知りたい  
A 医師や薬剤師に確認するか、インターネットで調べることが可能です。

かんじやさんの薬箱 ([http://www.generic.jp/index\\_s.php](http://www.generic.jp/index_s.php))  
☎保険課医療保険係  
☎985-4107

### 9月10日は「下水道の日」です



下水道の日は、下水道を全国的に普及するため、昭和36年に「全国下水道促進デー」として始まり、平成13年に「下水道の日」となりました。

- ▼松前町の下水道  
平成14年度から利用できるようになり、現在、筒井・浜・南黒田・北黒田・西古泉の一部地区で利用されています。
- 沿線の人は、下水道への接続をお願いします。
- ▼下水道の役割  
①さわやかな生活ができる  
トイレが水洗化されるので、衛生的で快適な生活に変わります。

- ②街がきれいになる  
家庭などの汚水が下水管に流れるようになり、害虫の発生を防ぎ街を清潔にします。
- ③川や海がきれいになる  
汚水が川や海などに直接流れないため水質が保たれ、豊かな自然が守られます。
- ▼下水道を利用する皆さんへ  
公共下水道に汚水を流す場合は必ず使用開始の届け出を、使用を一時的に止める場合や排水設備を撤去する場合は使用休止・使用廃止の届け出をしてください。
- ☎上下水道課業務係  
☎985-4126

### 10月1日から 水道料金・下水道使用料も税率10%へ

10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、町の水道料金・下水道使用料にも改正後の税率が適用されます。

料金表など詳細は、町のホームページ(次のQRコード)から確認してください。



- ※9月30日までの使用期間が含まれる料金については、旧税率(8%)が適用されます。
- 【例】11月請求分までは旧税率(8%)  
12月請求分からは新税率(10%)
- ☎上下水道課業務係  
☎985-4133

### 国民健康保険に加入している皆さんへ あんま・マッサージを受けるときの注意点

日常の疲れ、肩こり、筋肉疲労、筋肉痛の解消やリラクゼーション目的で、あんま・マッサージを利用して医療保険は適用されません。



- 「療養費」として医療保険が適用されるのは、症状の改善などを目的として医師がその施術が必要であると同意している場合に限りです。
- ▼国民健康保険の適用を受けるとき  
①定期的な医師の同意が必要  
継続して施術を受ける場合は、定期的に文書による医師の同意が必要  
②療養費支給申請書への署名・押印

- 印が必要  
「療養費支給申請書」の内容をよく確認した上で署名・押印しましょう。
- ③領収書をもって確認を  
必ず領収書を発行してもらい、金額を確認しましょう。
- ▼施術内容などの調査  
町への療養費の支給申請で、施術所が支給申請額を増加するとする不正請求を防止するため、施術内容や日数などについて抽出調査を行います。9月中旬に、対象者に調査票を送付しますので、届いた人はご協力をお願いします。
- ☎保険課医療保険係  
☎985-4107

### 空き家の適切な管理にご協力を



町は、近年増加傾向にあり社会問題となっている空き家への対策を行うため、法律に基づく「松前町空き家等対策計画」を策定しました。

この計画は、町ホームページ(次のQRコード)で公開しているほか、まちづくり課窓口でも見ることができます。



- 空き家などを所有する人は、周りの生活環境に配慮し、通気・換気をして建物の老朽化を防いだり定期的な雑草処理を行ったりするなど、適切な管理に努めてください。
- ☎まちづくり課計画建築係  
☎985-4124

### 1カ月限定の無料サービス マイナンバーカードの申請をサポートします

松前町に住民票がある人で、マイナンバーカードの作成を希望する人を対象に、同カード申請用顔写真を無料で撮影します。申請手続きもサポートしますので、希望する人は町民課住民係までお越しください。

**▼無料サービス実施期間**  
9月2日(月)～30日(月)

**▼受付時間** 14時～16時

※土日祝日を除く。  
※状況によってはお待ちいただくこともあり、時間に余裕を持ってお越しください。  
▼申請に必要なもの 顔写真付きの本人確認書類1点(運転免許証など) ※右記がない人は、事前に相談してください。

☎ 985-4105  
問 町民課住民係

### 県警音楽隊が「まさき色の風」を披露 第11回「おたたさんで交通安全茶屋」

秋の全国交通安全運動期間に合わせ、「おたたさんで交通安全茶屋」を開催します。子どもから大人まで、見て、聞いて、体験して、楽しく交通安全が学べる内容となっておりますので、ぜひ参加してください。

▼日時 9月23日(月・祝) 10時～13時

▼場所 エミフルMASAKI 東側屋外駐車場

▼内容 おたたさんによる交通安全グッズの配布、反射材作り、県警音楽隊による演奏、安全運転サポート車の乗車体験、白バイ・パトカーとの記念撮影など

☎ 985-4228  
問 町民課コミュニティ係



### 簡単エクササイズでグツバイ尿漏れ 尿トラブル予防コース参加者募集

40代以上の女性の3人に1人は尿漏れの経験があり、60代以上の男性の約6割以上が前立腺肥大症だといわれています。尿トラブルを予防するには、生活の中で骨盤底筋と下半身の筋肉を鍛える運動を取り入れることが有効です。

▼日時 10月7日(月)、21日(月)、28日(月)、11月11日(月)、18日(月)、12月2日(月)、16日(月)、1月20日(月)、2月3日(月)、17日(月)、3月2日(月)、16日(月)のいずれも10時～11時30分

▼場所 福祉センター2階集会所、健康診断室など

▼対象 町内在住の65歳以上(昭和30年4月1日以前に生まれた人)で、おおむね全日程参加できる人

▼内容 尿トラブルを予防・改善するための運動実技と講義

▼講師 ヘルスフィットネスインストラクター 井門恵理子先生

▼定員 20人

※応募多数の場合は抽選

▼参加費 2400円(200円×12回)

▼準備物 タオル、水分、シューズ

▼申し込み方法 電話で申し込み

▼締め切り 9月20日(金)

※治療中の人は、参加について必ず主治医と相談してください。

健康課地域包括支援センター係  
☎ 985-4205

●尿トラブルがあると…

外出がおっくうになったり人と会うのをためらったりするようになるだけでなく、水分を控えてしまい心身の機能が衰える引き金になります。

正しい知識を身に付けて  
一緒に体を動かしながら  
いきいき過ごしましょう♪



### 出作遺跡の出土品ロビー展 展示物を入れ替えました

出作遺跡は、西日本を代表する古墳時代の大規模な祭祀遺跡です。町民の皆さんに出作遺跡のことを知ってもらうため、今回は石製模造品を中心に展示しています。ぜひご覧ください。

▼石製模造品とは 古墳時代の出土品のうち、滑石や緑色凝灰岩などの加工しやすい石材を使って作った祭祀の供え物などの総称です。

▼展示期間 11月29日(金)まで

▼展示場所 役場1階ロビー(情報公開コーナー前)

☎ 985-4135  
問 社会教育課生涯学習係



### 「まさき文化祭」参加者募集

【獅子出演団体】

▼日時 10月26日(土)、27日(日) ※日時は調整します。

▼場所 文化センター

▼資格 各分館獅子舞保存会ほか

▼申し込み方法 はがきか電話で、住所、団体名、代表者名、電話番号を伝えてください。

【フリーマーケット出店者】

▼日時 10月27日(日) 10時～15時

▼場所 庁舎前駐車場 ※1区画当たり約5.5m×約3.5m ※雨天時は松前公園体育館アリーナ

▼資格 町内在住の個人か団体(業者不可)

▼参加費 無料

▼出店品 家庭の余剰品、手作り品など(飲食物、動物は不可)

▼申し込み方法 はがきに住所、氏名(団体名・代表者名)、電話番号を記入し郵送してください。

【共通事項】

▼締め切り 9月24日(水)

▼申込先・問い合わせ 松前町大字筒井631番地 ☎ 985-4135  
松前町役場社会教育課生涯学習係



### 産業まつり たわわ祭 出店者募集

町の産業の魅力を多くの人に知ってもらうことができる絶好の機会です。ぜひ応募してください。

▶日時 11月9日(土)、10日(日) 9時～16時

▶場所 まさき村店舗前駐車場(エミフルMASAKI敷地内)

▶資格 11月9、10の両日も参加できる町内の企業、組合、個人事業者、松前町商工会加入事業者、町内で活動する公共性のある団体

※申し込み多数の場合は、町内事業者を優先します。  
※宗教的・政治的活動団体は除きます。

▶出店内容 特産品などの展示販売、飲食などの実演販売、企業展示・PR、団体によるバザーなど

▶申し込み方法 申込書に必要事項を記入し、窓口へ提出するか郵送、メール、FAXで申し込みください。



※ 申込書は、産業課と商工会の窓口で配布するほか、町ホームページからダウンロードできます。

▶締め切り 9月25日(金)

▶申込先・問い合わせ

・産業課商工水産観光係  
〒791-3192 松前町大字筒井631番地  
☎ 985-4120 FAX 985-4147  
メール 212syoko@town.masaki.ehime.jp

・松前町商工会  
〒791-3110 松前町大字浜809番地1  
☎ 984-1427 FAX 985-0913  
メール info@masakisci.or.jp

9月20日から26日までは動物愛護週間  
ペットとの快適な生活を



ペットは私たちの生活に潤いとやすらぎをもたらしてくれる存在です。一方でペットの飼い主には、ペットが健康で快適に暮らせるように、また社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにしていく責任があります。下に犬と猫の飼い方の注意点を記載しています。この機会に、ペットとの暮らし方を考えてみましょう。

▼犬を飼い始めたら…

①登録 30日以内に登録が必要です。未登録の場合は登録料3000円を持って左記窓口までお越しください。

②狂犬病予防注射 年に1回注射を受ける必要があります。4月の集合注射などを利用して、毎年受けましょう。

☎町民課生活環境係  
985-4117

犬を飼うときは

鳴き声が他人の迷惑にならないようにしましょう。必要以上にほえる場合は、その原因から対処することが大切です。毎日の散歩で運動不足によるストレスを防ぎましょう。また、散歩時にはふん尿の始末をきちんとしましょう。



猫を飼うときは

室内で飼いましょう。猫は環境を整えれば室内でストレスなく過ごせます。交通事故や猫白血病などの伝染感染症の危険から守ることもなります。

〔動物愛護フェスティバルを開催〕

▼日時 9月21日(土) 10時～14時30分  
▼場所 ひめぎんグラウンド (松山市恵原町592番地)  
▼催し物 動物とのふれあいコーナー、動物クイズ、写真コンクール作品の展示など(※当日変更の可能性あり)  
☎動物愛護フェスティバルえひめ2019事務局  
977-9200

「ルール違反ごみ」をなくそう  
ごみ集積場所は、いつも清潔に

皆さんは、ごみ出しのルールをきちんと守っていますか。中には分別ができていなかったり、排出日を間違えていたりする「ルール違反ごみ」を出す人がいます。次のように、各地域のルールを必ず守りましょう。

▼収集日当日の朝7時までに所定の集積場所に出す 収集日の前日や



収集後にごみを出す時、カラスなどに荒らされ、集積場所が汚れてしまいます。▼ペットボトルなどの軽いごみは、ごみ全体を網などで覆う。強風時の散乱やカラスなどによる散らかしを予防しましょう。

☎町民課生活環境係  
985-4117

9月10日から16日までは自殺予防週間  
一人で悩まないで相談しましょう

ストレスの多い現代社会では、誰もが心の健康を損なう可能性があります。私たち一人一人が、自殺を特別なことではなく身近な問題として考えることが自殺対策につながります。

悩んでいるときや周りで悩んでいる人がいるときは、ご相談ください。町では、専門員による「こころの健康相談」や専門家による「よろず相談カフェ」を実施しています。実施日時など詳しくは、22ページ上段を確認してください。



▼よろず相談カフェとは  
保健、医療や福祉の専門家が、地域の公民館などで生活の中の困りごと相談を行います。健康や介護のこと、ひきこもりや金銭に関することなど内容は問いません。個室の相談スペースを確保し、相談内容の秘密は厳守します。

また公民館のフリースペースで、お茶を飲みながらお話できるカフェスペースもあります。気軽にお立ち寄りください。

☎健康課保健センター係  
985-4118

松前町公式防災フェイスブックページ



メールやアプリの登録を  
防災無線の内容を配信します

松前の防災力

総務課危機管理係  
☎ 985-4103  
FAX 985-4148

皆さんは、「防災行政無線が聞き取れなかった」と不安に感じたことはありませんか。メールやアプリの簡単な登録をするだけで、皆さんのスマートフォンや携帯電話に防災行政無線の情報を配信することができます。

台風による風水害が発生しやすい時期です。防災情報を正確に受け取るためにも、この機会にぜひ登録しましょう。

登録の仕方など詳細は、広報ま



さき5月号18ページの「松前の防災力」か、町ホームページで確認することができます。

●スマートフォン向けアプリ「防災情報全国避難所ガイド」

【App Store】



【Google play】



●携帯電話及びスマートフォン向け登録制メール  
http://bosai.town.masaki.ehime.jp/mail/mobile/

歯を大切に

なったりして自分で口の中の手入れができなくなったとき、どうすればよいでしょうか。私は、勇気を持って診療所まで家族やヘルパーが付き添い、定期的にプロの手による口腔ケアに通うのがよいと考えます。なぜなら、どうしても要介護になると閉じこもりがちになり、社会との接点が失われがちだからです。仮に、寝たきり状態だったとしても、リクライニング式の車椅子で連れて行くことは可能です。もちろん、マンパワーなどにゆとりのある介護環境であることが前提ですが…。その余裕がないケースでは、こちらから出向く訪問診療の制度があります。定期的に、口腔ケアのプロである歯科衛生士に口の中の管理をしてもらうのがよいでしょう。

伊予歯科医師会地域連携室 (☎089-968-1447) までお問い合わせください。

口と全身の健康のお話

(5) 認知症や要介護になったときの口腔ケア

これまでのお話で、全身の健康にとって口腔ケアがいかに大切であるかが分かったと思います。しかし、かかりつけの患者さんが、しばらくぶりに診察に顔を見せたとき、ある種の異変を感じる場合があります。

今まで、きれいに歯を磨いて歯ぐきの状態も良かったのに、口の中が突然不潔になり歯ぐきも腫れぼったくなっているのです。なんとなく、ぼーっとしていて出口の方向を間違えることもあります。初期の認知症を疑う状況です。

逆に、口の中の管理状況を見れば、認知度が推し量れるともいえます。では、認知症になったり要介護に



伊予歯科医師会監修